

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年9月1日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例の一部を
改正する条例

武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例（平成27年9月武蔵野市条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前

別表（第5条関係）

事業	区分		金額	
高齢者安心コール事業からはいかい高齢者探索サービス事業まで（略）				
高齢者等緊急短期入所事業	1（略）			
	2 第4条第3項第2号に掲げる者のうち、被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けているもの	居住費（1日につき）	320円	
		食事費（1日につき）	300円	
	3 第4条第3項第2号に掲げる者のうち、当該年度（4月から7月までにあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定	(1) 政令第22条の2の2第9項に規定する老齢福祉年金を受給している者	居住費（1日につき）	320円
			食事費（1日につき）	300円
		(2) 当該事業のあった月の属する年の前年（その月が1月から7月までの場合にあつては、前々年。以下この項	居住費（1日につき）	420円
			食事費（1日につき）	600円

改正後					説明	
別表（第5条関係）					字句の改正	
事業	区分			金額		
高齢者安心コール事業からはいかい高齢者探索サービス事業まで（略）						
高齢者等緊急短期入所事業	1（略）					
	2 第4条第3項第2号に掲げる者のうち、被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けているもの	居住費（1日につき）	380円			
		食事費（1日につき）	300円			
	3 第4条第3項第2号に掲げる者のうち、当該年度（4月から7月までにあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定	(1) 政令第22条の2の2第9項に規定する老齢福祉年金を受給している者	居住費（1日につき）	380円		
			食事費（1日につき）	300円		
		(2) 当該事業のあつた月の属する年の前年（その月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。以下この項	居住費（1日につき）	480円		
			食事費（1日につき）	600円		
			字句の改正			
			字句の改正			

による特別
区民税を含
むものと
し、同法第
328条の規
定によって
課する所得
割を除く。
）が課され
ていない世
帯に属する
もの

において同
じ。）中の公
的年金等の
収入金額（
所得税法第
35条第2項
第1号に規
定する公的
年金等の収
入金額をい
う。）、当該
事業のあった
月の属する年
の前年の合計
所得金額（
地方税法第
292条第1項
第13号に規
定する合計
所得金額を
いい、当該合
計所得金額に
所得税法第28
条第1項に規
定する給与所
得が含まれて
いる場合には
、当該給与所
得については
、同条第2項の
規定によって
計算した金額
（租税特別措
置法第41条の
3の11第2項
の規定による
控除が行われ
ている場合には
、その控除前
の金額）から
10万円

による特別
区民税を含
むものと
し、同法第
328条の規
定によって
課する所得
割を除く。
）が課され
ていない世
帯に属する
もの

において同
じ。）中の公
的年金等の
収入金額（
所得税法第
35条第2項
第1号に規
定する公的
年金等の収
入金額をい
う。）、当該
事業のあった
月の属する年
の前年の合計
所得金額（
地方税法第
292条第1項
第13号に規
定する合計
所得金額を
いい、当該合
計所得金額に
所得税法第28
条第1項に規
定する給与所
得が含まれて
いる場合には
、当該給与所
得については
、同条第2項の
規定によって
計算した金額
（租税特別措
置法第41条の
3の11第2項
の規定による
控除が行われ
ている場合には
、その控除前
の金額）から
10万円

を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）及び同年の厚生労働大臣が定める年金（平成28年厚生労働省告示第81号）各号に掲げる年金の収入金額の総額の合計

		を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。）から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）及び同年の厚生労働大臣が定める年金（平成28年厚生労働省告示第81号）各号に掲げる年金の収入金額の総額の合計		
--	--	---	--	--

	額（以下「公的年金等の収入金額等」という。）が <u>80万円</u> 以下の者		
	(3) 公的年金等の収入金額等が <u>80万円</u> を超え120万円以下である者	居住費（1日につき）	<u>820円</u>
		食事費（1日につき）	<u>1,000円</u>
	(4) 公的年金等の収入金額等が120万円を超える者	居住費（1日につき）	<u>820円</u>
		食事費（1日につき）	<u>1,300円</u>
4	第4条第3項第2号に掲げる者のうち、1から3までに該当しない者	居住費（1日につき）	<u>1,171円</u>
		食事費（1日につき）	<u>1,445円</u>
5	(略)		
高齢者等緊急通所介護事業から認知症高齢者見守り支援事業まで (略)			

付 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に利用する新条例第3

	額（以下「公的年金等の収入金額等」という。）が <u>826,500円</u> 以下の者			字句の改正
	(3) 公的年金等の収入金額等が <u>826,500円</u> を超え120万円以下である者	居住費（1日につき）	<u>880円</u>	字句の改正
		食事費（1日につき）	<u>1,030円</u>	字句の改正 字句の改正
	(4) 公的年金等の収入金額等が120万円を超える者	居住費（1日につき）	<u>980円</u>	字句の改正
		食事費（1日につき）	<u>1,360円</u>	字句の改正
4 第4条第3項第2号に掲げる者のうち、1から3までに該当しない者	居住費（1日につき）	<u>1,231円</u>	字句の改正	
	食事費（1日につき）	<u>1,545円</u>	字句の改正	
5 （略）				
高齢者等緊急通所介護事業から認知症高齢者見守り支援事業まで （略）				

条第5号に規定する高齢者等緊急短期入所事業に係る利用料について適用し、同日前に利用した改正前の武蔵野市高齢者福祉サービス事業の利用に関する条例第3条第5号に規定する高齢者等緊急短期入所事業に係る利用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

高齢者等緊急短期入所事業に係る利用料の見直しに伴い、所要の改正をするものである。